

陳情第3号

『農業者戸別所得補償制度（米の直接支払交付金）』の復活を求める陳情

（陳情趣旨）

米価が生産費を大きく下回る水準に下落し、多くの稲作農家がこれでは米を作り続けられないという状況が生まれています。

米の価格は、平成26年産の米で平均一俵60kgあたり生産費は1万5,416円ですが、同年産の米価の平均は1万1,967円、平成27年産でも1万3,174円です。これでは、お米を作れば作るほど赤字になって、米作りをやめるしかありません。

平成25年度までは、農業者戸別所得補償制度（米の直接支払交付金）によって、10アールあたり1万5,000円が交付され、生産を下支えしていました。ところが、平成26年度からは10アールあたりの交付金は7,500円に半減、稲作農家の離農が加速し、地域がいつそう疲弊しています。しかもこの制度も、平成30年から廃止されようとしています。

国民が安心して国内産のお米を食べ続けるためにも、水田が果たしている多面的機能で、環境や国土を守るためにも、地域経済の維持発展のためにも、農家の経営を下支えする政策がどうしても必要です。

よって、『農業者戸別所得補償制度（米の直接支払交付金）』の復活を求めるものです。

貴議会で本陳情を採択され、関係機関に要請されるようお願いいたします。

平成29年11月15日

陳情者 住所 いちき串木野市生福7280番地
氏名 東 勝 巳